別表十㈢の表中「租税特別措置法施行令第34条第４項、第５項若しくは第12項又は第39条の88第３項、第４項若しくは第11項の規定により控除する金額」を「租税特別措置法施行令第34条第４項、第５項若しくは第12項又は旧租税特別措置法施行令第39条の88第３項、第４項若しくは第11項の規定により控除する金額」に、「所得金額総計又は個別所得金額仮計の①」）」を「所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「45の①」又は別表四の二付表「48の①」）」に、「所得基準額（(37)－(40)）又は（(37)－(40)－(41)）（マイナスの場合は０）」を「所得基準額（(37)－(40)）又は（別表十(三)付表「９」若しくは「16」））－(41)」に改め、同表の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同号㈠中「同令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同号㈡中「租税特別措置法第58条第９項」を「租税特別措置法第58条第８項」に、「又は同法」を「又は令和２年旧措置法」に、「同法第58条第９項」を「租税特別措置法第58条第８項」に改め、同第11号中「第68条の61第１項」を「令和２年旧措置法第68条の61第１項」に、「同法第58条第２項又は」を「租税特別措置法第58条第２項又は令和２年旧措置法」に改め、同第四号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第五号中「及び「所得基準額（(37)－(40)）又は（(37)－(40)－(41)）(42)の各欄」を「の欄」に、「第68条の62第１項」を「令和２年旧措置法第68条の62第１項」に改め、「及び「又は（(37)－(40)－(41)）」」を削り、「同法第59条第２項又は」を「租税特別措置法第59条第２項又は令和２年旧措置法」に改め、「及び「（(37)－(40)）又は」」を削り、同表の記載要領に次の１号を加える。

６　「所得基準額（((37)－(40))又は(別表十(三)付表「９」若しくは「16」))－(41)(42)（マイナスの場合は０）」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該法人が通算法人である場合（当該事業年度が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度である場合に限る。）には「(37)－(40)）又は」を消し、その他の場合には「又は(別表十(三)付表「９」若しくは「16」)」を消すこと。

(2)　租税特別措置法第59条第１項又は令和２年旧措置法第68条の62第１項の規定の適用を受ける場合には、「－(41)」を消すこと。

別表十㈢の次に次の１表を加える。